東洋史研究
第四十五巻　第四號　昭和六十二年三月發行

明末・楊嗣昌の地域防衛案について

吉尾　寛

はじめに
一　契機
二　展開
　a　河南
　b　湖南・湖北
　c　「南方」諸省
結びにかえて――郷紳の役割より見た本案の性格――

はじめに

筆者は前に、明末華北民衆反亂、所謂李自成・張獻忠の亂の研究の空白部分――反亂鎮壓をはかる末期明朝中央の動向――を些かでも明らかにすべく、崇禎十（一六三七）年に兵部尚書楊嗣昌によって立てられた「剿餉」案の検討を行った。(1)「剿餉」とは、對流賊包圍作戰（「十面の網」）の爲に「督餉大臣」の統轄のもとに供給される兵餉であり、その銀兩を「因

糧」、「溢地」、並びに「寄學監生事例」によって捻出しようとするものであった。しかも、そこには、當時社會的支配層となりつつあった鄉紳層からの醵出が意圖され、それは、地域社會における鄉紳の責務を自覺する中央官僚楊嗣昌が、軍費に關して彼らの力を全て結集し、それに依據して明朝の存續を圖ろうとしたことを窺わせるものであった。

ところで、近年の日本の研究成果[2]によれば、總體としての李自成の亂は、流賊のみならず、各在地の土賊等の活動によっても支えられていたと見なされる。明朝中央は、そうした在地反亂にいかに對處しようとしたのであろうか。楊嗣昌は、「剿餉」の設置と同時に、次のように各州縣において自主防衛を行なわせることを計畫している。

〔崇禎十年四月兵部尚書楊〕嗣昌乃ち議して大擧し賊を平らげんとす。……因りて兵十二萬を增し、餉（「剿餉」）二百八十萬を增さんことを議す。……尋いで議して諸々の州縣をして壯丁を練し本土を悍がしめんとす。撫・按に詔して飭行せしむ。（『明史』卷二五二　楊嗣昌傳）

實は、楊嗣昌は、これを起點に、華北のみならず、華中・華南にも及んで、在地反亂の鎭壓を目的とした地域防衛策を精力的に圖っていくのである。嗣昌の地域防衛策と言えば、後（崇禎十二年）に「副將楊德政の議」にもとづく對滿洲族戰用の「練總」策（民兵組織策）が、谷口規矩雄氏によって既に指摘されている[3]。だが、それについても、從前の地域防衛策との併用が意圖されていたのである。しかも、その內容たるや、彼自身「搢紳、之れが領袖と爲るべし」と說くように（後述）、「剿餉」策同樣、鄉紳の力量に多くを依據するものであったのである。

卽ち、本稿は、前稿の課題を在地反亂對策の解明という點において引き繼ぎ、崇禎十年から十二年にかけて立てられた中央官僚楊嗣昌の地域防衛案の全貌を明らかにする。そして、そこに具體的に記される鄉紳の役割から、案の有する性格を檢討するものである。尙、主に依る史料、楊山松等編輯『楊文弱先生集』全五十七卷三十二冊・目錄一冊（東洋文庫所藏手抄善本）からの引用については、例えば、次のように略記する。

○『楊文弱先生集』卷十「敬陳安內第一要務疏」崇禎十年四月十六日奉聖旨——→卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」

崇一〇、四、一六

一　契　機

楊嗣昌が兵部尚書の任に就く爲入京したのは、崇禎十年三月のことであった。時に、反亂情勢は新たな局面をむかえつつあった。

天啓七（一六二七）年、陝西北部で蜂起し、崇禎四（一六三一）年、主だったものだけでも三十六を數えるに至った反亂集團は、同六年、一擧に黄河を渡って中原に入り、以後華北の東西をくりかえし流動する形で活動を展開した。その間、彼ら所謂流賊は、官軍の追擊をふりきりながら勢力を廣げていくが、ついに九年七月、指導者高迎祥を失う。そして、この事件がもとで流賊勢力は二極分解をおこし、張獻忠を中心に河南・湖北、李自成を中心に陝西・甘肅へと分かれていく。(4) 嗣昌が着任早々、「十面の網」作戰とその爲の「剿餉」の設置を圖ったのは、このように弱體化しつつあった流賊勢力をこの機に一擧に包圍殲滅する爲であった。(5)

だが、流賊の動きとは反對に、河南・湖北等では土賊を初めとする在地の反亂がその激しさを增してきていた。(6) この狀況は、楊嗣昌の關知する所でもあり、彼は、入京の途上で見た光景を次のように語っている。

臣、昨に湖廣荆州・襄陽二府、河南南陽・開封二府より過ぎ來たる。親ら地方を見ること數百里、一莖として靑草無く、人民相食み、言ふに忍びざるに至る。今、兵を整へ大剿せずんば、縱ひ賊に自ずから天敗の時有るも、畢竟、人民、都て殺擄し盡されん。其れ僅かに存する者、又皆化して土賊と爲らん。國家、却って何人を將て、地に種え糧を納めしめん。（卷四三「丁丑四月二十七日召對」崇一〇）

そして、「十面の網」の大綱（「敬陳安內第一要務疏」）には、土賊等在地の民衆の蜂起を抑えるべく、次の施策がもりこまれていたのであった。

而して流賊の害既に深ければ、卽ち土賊の風繼いで起つ。其の民をして化して賊と爲らしめ、鋒當たる可からざるよりは、曷ぞ先に民を練して兵を作り、還に我が用を爲すに若かん。此れ則ち各處、兵に不足有らば、必ずしも全て遠募を恃まず。善く土着にして強健の人を選び、卽ち官兵と一體に餉すれば、之れを用ひ且つ防ぎ且つ剿し、賊と家怨人讐するに、未だ殄滅する能はざる者有らざるなり。（卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、一六）

卽ち、逸早く「土着」且つ「強健」の「民」を訓練して鄉兵乃至民兵を組織し、それによって兵力の補強のみならず、流賊に繼ぐ土賊の發生を抑える、地域防衛策を行おうとしたのである。

但し楊嗣昌の考える地域防衛の方法は、鄉兵等の組織訓練に留まらなかったと見るべきで、その點から、彼の立案の根本的な據り所も浮かび上がってくるように思われる。就任約一か月後、嗣昌は「流氛・敵患（滿洲族）、恃む可くして虞るなき」を期して、次のような奏疏を書いている。

國家を有する者、其の民を寧んずるや、承平の日に當たりては、穴居野處すと雖も、祇だ應に其の自如を聽すべきのみ。多警の時に値たりては、城を高くし池を深くするにあらざれば、其の患無きを保つ能はず。臣、昨歲田野の閒に在りて、恭しく聖諭を聞くならく、省直の州縣に通行して一體に城垣を修築せしめ、高・厚すること若干丈尺を要すと。臣、手額するに勝へず、以爲へらく、我が皇上の小民を嘉惠すること、此くの如しと。（卷一三「覆工部查覈城工疏」「聖旨」崇一〇、閏四、一四）

この疏に對し、崇禎帝は「修備儲練、屢〻諭し甚だ明らかなり。原より未だ禁止せず」と答えている。(7) 「修備儲練」とは――字の異同はあるものの――、崇禎帝が「聖諭」に著した地域防衛に關する四つの方針「城池を修繕し、守具を置造し、鄉兵を團練し、糧艸を儲蓄するの四事」（城・堀を修繕し、防具を設置製造し、鄉兵を組織訓練し、糧秣を貯藏すること）を指す。(8) 卽ち、嗣昌は、この內の一項目、各地の城壁・堀の修繕も重要視していたのであり、それについては既に鄉里において試案を起草さえしていた。(9) しかも、注目すべきは、先の鄉兵等の組織訓練が、この崇禎帝の方針の中に入っているこ

とである。つまり、楊嗣昌は、崇禎帝が指し示す地域防衛の四方針「修・備・練・儲」を據り所として、自らの地域防衛案の作成にとりかかったと言えよう。

だが、そうした方針を實施に移す際、楊嗣昌には一つの考えがあった。彼が前掲の疏文を書いた抑々の理由は、當時政府内部で「州縣の有司、行ふを奉るに善からず、民を勞し財を傷ふ」という聲が高まり、「城垣を修築する」方針があわや取り消されようとした爲であった。嗣昌はそのような動きに對して、「萬世の利害」を思い「有司」は「一時」の「勞怨の口」を恐れず事業を進めるべしと主張するとともに、次のような事例を指針として示したのである。

茲に鄉紳趙養蔚の開平衞城を修繕するの一事を得。……覺えずして之れが爲に起舞せられ、臣、開平に因り以て省直に例し、養蔚に因り以て餘人に勸むるを請ふなり。夫れ開平一城の修繕、崇禎四・五・六・七の數年の久しきを歷し、銀を費やすこと五千二百六十餘金の多きに至る。養蔚に在りて首に捐輸を倡ふること、固より說ふなきなり。蕞爾の一衞、官・紳・士・民も亦捐ずること二千四百餘金。夫れ豈に全く財を傷はざらん。農忙しきの時、養蔚自ら工力を出だすこと、固より說ふなきなり。其の餘募化（托鉢）・流寓等の夫、甃もて外城の地址を補ふ。夫れ豈に全く民を勞せざらん。幸ひなり。開平未だ有司を設けず。止だ是れ衞所の各官、能く鄉紳の倡義を聽き相安んずること、說ふなきのみ。設使有司此れを爲さば、窮辨に多金の助を索め、數年に未だ了はらざるの工を餘さん。與議、必ず沸騰を具（見）さん。

開平衞城（北直隷萬全都指揮司）の修築工事に照らして、楊嗣昌は、鄉紳とその「倡義」に應じた地域各層の自らの負擔をものともせぬ「捐輸」（銀兩の自主供出）の實例を、全國に明らかにしようとしたのである。つまり、彼にあっては、「有司」の奮起のみならず、かかる鄉紳等の自主的な援助を導くことが、本地域防衞策遂行の爲に、是非必要であると考えていたのである。

以上、兵部尚書楊嗣昌は、日々に深刻化する土賊等の在地反亂の動きを憂慮し、崇禎十（一六三七）年四月、「十面の

網」包圍作戦に並行して華北の各州縣を中心に地域防衛策の實施にふみきる。その際、彼は、既に崇禎帝によって提示されていた地域防衛の四つの方針「修・備・練・儲」（城壁・堀の修繕、防具の設置製造、郷兵の組織訓練、食料・秣の貯藏）を立案の據り所とするとともに、敢えてくりかえすが、郷紳を初めとする地域諸層の自主的な援助に少なからず依據しようと思いはかるのであった。

では、一體、どのような地域防衛案が具體的に立てられていったのか。以下、時間を逐って、地方（省）別に見ていくことにしたい。

二　展開

a　河南

嗣昌が早急に地域防衛策（郷兵の組織化）を行う必要性を感じていた地方は、河南であった。河南こそは、土賊が蜂起をくりかえす代表的な地方であったからである。當地の土賊は、崇禎六（一六三三）年「會ま流賊猖獗し、土寇閒に乘じて竊かに發し、郷曲を擄掠す」[10]といわれたように、流賊の到來をきっかけに蜂起し、その後熾んに活動するようになったものである。[11]次の史料は、崇禎九年後半、河南の中でもとりわけ土賊の活動が激しかった南陽府等西・南部についてのものである。史料中「楊四」以下七名は、全て土賊の指導者である。

丁丑、……舞陽の人楊四・張顯明、泌陽の人郭三海、遂平の人侯馭民・秦至剛、裕州の人張五、魯山の人何孟魁、皆險に踞り衆を聚む。楊四最も強く、粮を徵し丁を勾（拘引）し、群魁を槎枒山に於いて會す。（清・吳殳『懷陵流寇始終錄』巻九　崇禎九年八月）

但し、楊嗣昌は郷兵の組織化をはかるに當たり、かかる土賊の制壓を頭に入れながらも、その發生基盤については逆に

生かす手立てを考えていたと言える。崇禎十年四月二十七日の「召對」において、帝が鄉兵の有效性を質したのに對し、彼は次のように答えている。

其の各〔巡〕撫の地方、須く土著を練し、自強の根本と爲すべし。假如、河南の土賊楊四・郭三海の兩股、盛強にして、兵鋒、當たる可からず。設使、當初人の羅して之れを致し、箇の頭目と做して他の鄉兵を領せしむる有らば、豈に以て賊を殺す可からざらん。（「丁丑四月二十七日召對」前掲）

つまり、鄉兵が働くか否かは、偏にその指揮者の力量にかかっており、今後鄉兵の指揮者は、楊四・郭三海の如き土賊の首領にもなり得る在地の者（「土著」）を思い切って當てる――從って、彼らを土賊と化す以前に逸早く當局にひきいれることが肝心と考えていたのである。

かくて閏四月、楊嗣昌は、河南の南陽・汝寧兩府下の土賊を完全に制壓する爲、「鄉團を選練し、豪傑を招集する」に主眼をおく四つの措置を、帝に奏請する（卷一三「覆兵科汝宛盜窟悉平疏」「聖旨」崇一〇、閏四、一六）。

「民の父母」（具體的には「州・縣」官）の職務の要點として綴られたその疏文は、第一に、「恆業を課し以て根本を固むる」ことを擧げ、所謂鄉約の擧行を說く。卽ち、「士」（生員）までもが「賊黨」に加わる今日、「風化の失」を改める爲に各州・縣の城市・鄉村で鄉約を行う。殊に「眞正にして年高、德有りて一方に敬信せらるる」者を「約正」等に就け、住民全てに「各〻一業に居して、屢〻省みれば乃ち成らん」ことを諭せと記す。第二は、「擧動を愼み以て衆心を厭ふる」ことを擧げ、山積せる問題によって一觸卽發のもとにある各州・縣においては、「民の父母」自ら具に「民情」を調べ且つ「民の疾苦」を知る必要があるとする。第三は、「誅剿を決し以て根芽を絕つ」ことを擧げ、所謂保甲の實施を說く。卽ち、「今、流賊旣已に蔓延し、土賊尋いで復た充斥せるは、其れ原より隱匿して報ぜず、虺を養ひて蛇と成すより起こる」とし、「保長・甲長」は、「身家ある士・民」とともに、人々の動きを絕えず調査せよと述べる。そして、これら三つを前提に、第四として、主題たる「材傑を籠し（ひきいれ）以て愚頑を散ぜしむる」ことを擧げる。嗣昌は、改

めて兵科給事中凌義渠の言「楊四・郭三海等は必ず人を過ぐるの人才を有し、群盗に懾服せらる。若し期に先んじて收用せば、一臂に資するに足らん」を示し、それによって、各地で「材傑」（「才氣衆より出で謀勇人を兼ぬる上等者」）を逸早く見つけ、土賊に加わる前に彼らを郷兵の指揮者として吸收せよと説く。注目すべきは、その人材の獲得方法である。

此れ（收用）等の事、專ら有司に責むべきも、未だ必ずしも人人もて辦ずる能はず。該撫・按・道・府、其の境内を査するに、果たして清正なる郷紳の、素より民の敬服する所と爲る者有らば、就ち當に懷ひを虚しくして訪問し、牢籠鼓舞の事を以て之れに託すべし。彼、一郷の中既に深く流品を識（し）れば、又兼ねて身家を顧みるに未だ心力を盡して之れを爲さざる者有らず。耳目既に廣ければ、蒐羅必ず多からん。是れ乃ち有司の及ばざる所を濟（すく）ふ。平素豪横にして、怨みを郷曲に斂むる者の若きは、萬萬此れを以て之れに屬（たく）す可からず。反って多事を滋するなり。

巡撫・巡按・知府は、「平素豪横」で地域の者の恨みをかっている郷紳を除いて、「民」の尊敬心服を得、當地の實情にも精通する「清正」（清廉）なる郷紳に、當該の「材傑」吸收を委託し、それによって「有司」（知州・知縣）の職務を助けよと言うのである。即ち、楊嗣昌は、本策の主眼ともいってよい郷兵を指揮する人材の吸收・確保をば、在地の民衆と深い結びつきをもち彼らに對して指導性を有する郷紳（「清正郷紳」）の力を得て達成しようとしたのである。

但し、崇禎帝は以上の案に對して、「這（こ）の覆覈の四款、該省の郷紳は、輕がろしく託訪を議するを得ざるを除き、餘は、該撫・按をして道・府・州・縣等の官に嚴飭し、恪實遵行し、以て盗源を清めしめよ」[12]と處斷する。他の項目は採擇されたものの、策の要に當たる特定郷紳への委託については、却下されてしまうのである。「十面の網」作戦が北邊の急な緊迫化に伴って延期されたこともあり（c節）、河南の地域防衛策は、その後軌道にのらなかった。八月、事態を重く見た當地の郷紳が、京師に赴いて窮狀を訴える。この時嗣昌は、彼らと面談し、河南の爲だけに官兵・餉を割けない點を述べるとともに、改めて「縉紳」に「郷兵を合練し、戰守を實圖する」ことへの同意と協力を求めるのであった[13]。

b 湖南・湖北

こうした状況をよそに、流賊の影響をうけた在地反亂の波は、長江を越えて華中にまで及ぶようになる。崇禎十年三月、張獻忠ら流賊集團が、大擧安徽から湖北に侵攻して以來、湖南においては、土賊の動きが活發化し、その爲衡州・永州等諸府が立て續けに陷れられた。(14) 他方、桂陽直隸州屬臨武・藍山縣に據點をもつ「礦賊」の活動も熾んになった。初期の指導者劉新宇について「〔崇禎八年〕其の冬十月……湖・湘の州郡に、流賊將に偏からんとす。新宇故より狡悍、亂に乘じて盜を爲す」(15) といわれるように、元來當地の「礦賊」は流賊の影響のもとに發生したものであったが、時ここに至って、長沙府一帶にその勢力を擴大する。楊嗣昌は、こうした情勢の推移に對處すべく、先ず、七月に「偏沅巡撫」なる官の新設を帝に奏請する。(16) 當時湖廣巡撫・巡按使が流賊の討伐と襄陽等の皇陵の防衛にまわっていた爲、湖南・湖北の在地反亂に主に當たる別の官が必要となったからである。だが、擔當者の着任の遲れもあり、土賊・「礦賊」の勢いは一向に衰えなかった。清・乾隆十二(一七四七)年刊本『長沙府志』巻三七「災祥志・兵難附」は、この閒の反亂情勢を次のように記している。

崇禎十年三月初一日、臨・藍の礦賊、湘鄉に至りて劫掠す。四月初五日、復た來たり、衆千餘を擁して縣城を攻陷す。五月中、土賊江長子・李大用・李高峯等、天王寺に據りて亂を作す。衆數千人を聚め、大いに肆に劫掠し、旁ら安化・寧鄉の諸邑を侵す。沅撫陳睿謨、巡道高斗樞に檄し、副總兵羅安邦を督して之れを討たしめんとす。十一月、復た臨・藍二處の土賊と通じ、湘潭を焚劫す。

かくて楊嗣昌は、事態打開の第二の方法として、地域防衛策を敷こうとする。

疏文「湖湘賊勢轉熾疏」(巻一九「聖旨」崇一〇、九、二五)に著されたその大綱は、六つの柱から成り立ち、第一項目は「屯租を留め以て壯丁を練す」と記される。「壯丁」とは、この場合各衛所の「餘丁の精壯なる者」を指し、「屯租」を

資金源に彼らを訓練し、地域防衛戦力の一翼を擔わせようというのである。では、「屯租」とは一體何か。嗣昌は、前年來、郷里湖南常德府城の改修工事を手がけ、[17] 兵部尚書就任後も京師から隨時その指示を送っていた。[18] その中で、當初彼が「城を繕ひ兵を募る」資金源として考えていたものに、「絶溢屯租」なるものがある。

臣鄉、常德一府四縣は、蔓爾の小邦なり。……頃者、南征北討あり。……士農工商、奔避するのに所無し。臣、前（崇禎九年）に里に歸り、諸〻の紳衿を率ゐ、撫・按兩院に具呈し、本衞の絶溢屯租の銀兩を留めて城を繕ひ兵を募らんことを請ふ。（卷二五「修練疏奉敕旨疏」「聖旨」崇一一、七、二二八）

「絶溢屯租」とは、元來湖廣巡按余應桂の案に係るもので、既に無主になっている（「絶」）屯田を許可なく請負い耕作している者、又は基準額以上に屯田を占有している（「溢」）官員・軍戶から、各々屯田を沒收するかわりに納めさせる、地代を指す。[19] 卽ち、楊嗣昌は、郷里で圖った、いわば屯田の不正占有者からの地代「絶溢屯租」を、改めて湖南・湖北の各衞所において設置し、それを以て「餘丁」の訓練資金に充てようとしたのである。

だが、片や常德府城の修繕は、「絶溢屯租」以外の方途によって賄われねばならなくなる。しかも、彼にあっては、「湖南・北に親藩の四有り。其の要害たるや、州縣に視して之れに百たり。而れども親藩封國、城の堅・瑕は同じからず。高さ僅かに八尺、頽敝して堪へざる者有り」[20] というように、常德府のみならず湖南・湖北における王府を有する全府城の補修の必要性を強く感じていた。そこで楊嗣昌の頭に浮かびあがってくるのが、「驛裁銀」の留用であり、それが當該の地域防衞策の第二の柱、「驛裁を留め以て城守を繕ふ」を形づくる。策の實施と同時に、郷里の修城資金捻出の方針もこれにきりかえられるが、しかし、後に偏沅巡撫陳睿謨が自己の兵・餉の確保を強く要求するや、「驛裁銀」は先ず以て官兵の兵餉用にまわさねばならなくなる。時に嗣昌は、次のような手紙を郷里の家に送っている。

陳撫院、兵を募り餉を請ふ。我當に亟かに力めて之れを圖るべし。但し、戶部十分に匱詘なれば、餉を留めんとするも、殊に其の難に苦しむ。撫院の意、屯租・驛裁の兩項を以て、先ず兵に餉するに用ひ、而る後城を修るが似し。事

已むを得ず、驛裁、歳〻六千に止まり、修城、尙事を濟さざれば、則ち捐助、最も緊要と爲らん。我が家、自ら首倡と爲らん。今書を寫き道尊に與へ、當に銀一千兩を捐ずべし。我、陸續として法を設け寄せ來るも可なり。（卷四六「家書」崇一〇）

楊嗣昌の家は、前稿(21)でも觸れたように、常德府全體に影響を及ぼし得る有力鄕紳の家柄に屬する。つまり、鄕里においては、かかる自らの家が銀兩の自主供出（「捐助」）の先がけとなり、修城資金を補塡しようとしたのである。「驛裁銀」の兵餉への轉用が常德府のみに限った問題でないと考えられる以上、嗣昌にあっては、この時、他の府・州・縣についても、同等者（鄕紳）の「捐助」を求める意があったのではあるまいか。

實際、鄕紳による「捐助」は、本地域防衞策の別の柱をしっかりと形づくっている。「賑米を積し以て貧民を養ふ」と記した項には、次のようにある。

夫れ賊、郡邑を攻むるに、奸民の內應を以てす。奸民の喜びて賊に應ずるは、貧にして餬口する能はずして、大家を疾視するの素を以てするなり。湖南・北、尤も米糧に饒かなれば、士紳各〻力を量り捐輸せよ。多きは數十百石、少なきは卽ち升斗。年年捐出し、之れを公所に積し、專ら貧民の爲に而して設く。事無くんば、動すを許さず。警有らば、口を計り餐を授け、貧民をして其の力を出だし、守望の助と爲さしむ。大家、果たして其の腹に飢餒の虞無きは、則ち衆心城を成すの道なり。

卽ち、鄕紳（「士紳」）が米糧を自主供出（「捐輸」）しそれを有事に賑恤することによって、「貧民」が飢えを理由に「賊」に呼應することがないように、更には住民全員（「大家」）が心を一にして城を守れるように圖ろうとしている。

この外、楊嗣昌は、湖南・湖北乃至鄰接する「南方」諸省の反亂狀況の特殊性を踏まえ、三つの防衞項目を揭げる。「南方の賊」は「長鎗」を使う故寧ろ大砲を以て城を守れと說く「火器を造り以て城臺を守る」、同じく船舶を用いる者も多いとし長江・洞庭湖の「漁師」によって水軍を組織せよという「水勇を收め以て遠盜を擒す」、そして少數民族苗族

の反亂鎭壓に活躍した湖南の土司覃坪長官司の兵を用い鄉兵を訓練せよという「覃兵を募り以て土著を練す」が、それである。しかも、當地の製砲・修城技術の低さを憂慮する彼にあっては、直後に、前任地（北直隸關內道・密雲道）[22]の官吏を招聘して十分な技術指導を行わせ、策の徹底化をも圖っている。[23]

卽ち、湖南・湖北の地域防衞策は、楊嗣昌の鄉里常德府における「修城募兵」事業を下地にして生まれ、且つその事業の進行を睨みながら推敲された所に、第一の特徵がある。但し、六本の柱全體の內容を見た場合、そこには、第二の特徵としての、崇禎帝の地域防衞方針の枠組みを讀みとることができる。敢えてくりかえすが、「驛裁銀」を資金としその不足分を鄉紳の「捐助」によって補塡し、更には北方の官吏に技術指導を仰ぐ所の城壁・堀の修繕は、「修」、同樣の指導を得て行われる大砲の設置製造は、「備」に當たろう。また同じく鄉紳の「捐輸」に依る「貧民」の爲の「賑米」の貯藏は、「儲」、土司兵による鄉兵の訓練及び「漁師」から成る「水勇」の組織化は、「練」に當たろう。そして、看過できない第三の特徵は、その經濟的基盤が、官府のみならず鄉紳層に置かれていたことである。とくに「驛裁銀」の留用が儘ならなくなってからは、地域の「貧民」の救濟ばかりでなく、修城資金としても鄉紳の「捐助」銀は重要になったと思われる。

案は、崇禎十年十一月八日に、全て帝の裁可を得、實施に付される。

c　「南方」諸省

これに先だつ十月、楊嗣昌は、朝鮮の椵島をめぐる滿洲族との爭奪戰に一應の終止符をうち、[24]再度「十面の網」作戰の準備にとりかかる。殊に、十二月より翌年二月にわたる三か月を、流賊集團を集中的に討伐する「剿賊の期」と定め、北邊の官兵をも投入して成功を期す。[25]「剿餉」等の兵餉の不足、[26]總理熊文燦の恣意的な懷柔策[27]もあって、その殲滅には至らなかったものの、この戰役以降、相次いで流賊の指導者は投降し、崇禎十三（一六四〇）年にかけておこった流賊勢力の

分裂・弱小化の發端をつくる。(28)

だが、「剿賊の期」も終わろうとする崇禎十一年二月、嗣昌は、福建（十二日）、廣東（十三日）、湖南（十五・十七日）、湖北（十九日）、江西（二十一日）の「南方」諸省から、たて續けに「盜賊」の討伐に關する報告を受ける。「海山の遺孽」といわれる福建の「盜賊」は、その地の反亂集團と見なされるものの、偏沅・南贛巡撫が當地の「賊勢」を示し、湖廣巡撫がその「續報」を傳えたばかりか、江西・廣東巡撫までもが「楚寇奔竄せし始末の情形」、「楚寇粵地を飄突せし」ことを報じてきたのである。(29) 事實、光緒七（一八八一）年刊本『江西通志』卷九六「前事略武功二」には、「〔崇禎〕十年丁丑冬十一月、臨・藍の流賊數千、楚より〔江西袁州府〕萍鄉を陷れ、勝ちに乘じて東のかた下る」とある。つまり、前の湖南・湖北の地域防衛策が徹底されぬ内に、「臨・藍の礦賊」等が、江西、廣東とその活動の範圍を廣げたのである。正に、華北の流賊の弱體化が進んだのとは反對に、それに連鎖せる在地反亂の波は、湖南・湖北を導火線にして、この時期、華南にまでに達したと捉えられる。

楊嗣昌は、こうした事態に對して、又各地の動靜の詳細が屆かぬことを憂慮し、當該の「南方」諸省全域に地域防衛策を至急敷くことを計畫する。そして、その内容たるや、湖南・湖北の地域防衛策を下地にしつつ、くりかえし述べる所の崇禎帝の四方針「修・備・練・儲」を、文字通り具體化するものであったのである。卽ち、嗣昌は、その案文「南方盜賊漸起疏」（卷二二「聖旨」崇一一、二、二八）において、先に「近畿・邊塞」に對して出された「聖諭」＝「城池を修繕し、守具を置造し、鄉兵を團練し、糧草を儲蓄するの四事」を當地方に徹底すべしと言明した上、以下の如くその語順どおり、八項目にわたる自說を展開していく。

「修」の部分に當たる第一、第二項目は、「必ず費を勞するを憚らず、城隍を修繕せよ」、「必ず墩・堡を廣置し、以て守禦を聯絡せよ」と記し、城壁・堀の補修改築、並びに城周邊に「墩・堡」を多設して住民の收容量を補充するとともに連絡網を形成することを說く。この内、「墩・堡」が地域の「士・民」の「捐資」によって自主的に築造されるものであ

るのに對し、城壁・堀の一件は、防衛の基礎として該當の地域全てが行うべき事業と位置づけられている。嗣昌は、その資金捻出の方法を次のようにいう。

是くの如くんば、則ち決して當に勞を憚る可からず。決して當に費を怯るる可からず。首は官府より搜括し、次は庶民より捐助せしむ。足らずんば、則ち必ず量りて地糧に派し、量りて商稅より抽さん。凡そ、地方の物力を以て、地方の城隍を繕ひ、而して地方の生命を捄はん。

前策から見て、畢竟、「官府より搜括」するとは「驛裁銀」を、「庶民より捐助せしむ」とは、鄉紳を初めとする民間からの金錢の自主供出を、各々指すと考えられる。注目されるのは、そうした方法を踏襲しつつ尙且つ修城費が不足した場合、土地稅乃至「商稅」に基づく附加稅によって補塡せよと說かれていることである。但し、楊嗣昌がこの臨時の課稅を、官側の一方的にとり得る措置と捉えていたとは、考え難い。この年九月から翌年三月にかけて、滿洲族が大擧河北に南侵する。[30] 彼は、河北・山東の各州縣で民兵を組織することによって防衛力を強化するが、[31] 時に一部の中央官僚から、その地方で「丁鞭に撥派する」ことによって、民兵に兵餉を支給する案が出される。嗣昌は、兵餉の必要性を重々認めながらも、「撥派丁鞭」に關しては、次の手續きをふまねばならないと語る。

兵有るも而るに糧無し。塵飯土羹、豈に宿飽するに堪へん。故に、丁鞭に撥派し、之れをして、半ば衣甲・器械を備へ、半ば本色を以て官に納め、豫め糧料・草束を儲へしむるの議有り。……臣、前に、保督を增し、民兵を練し以て畿赤を守り、河北に控へ以て山東を護るを議す。……喫緊は、糧餉を定むるに在り。……懇に聖鑑に祈るらくは、特に戶部に敕して、畿輔・河北・山東の縉紳の公議詳妥せるを集め、立ちどころに裁決施行するを請はしめんことを。

（卷三〇「撝覆司官條奏第三款疏」「聖旨」崇一一、一二、二三）

彼は以前から、この地方における鄉紳の「公議」が實際に機能していることを知っていた。[32] つまり、嗣昌にあっては、「丁鞭」にもとづく附加稅が、民兵の使用上不可缺であるにせよ――住民に多大の負擔を齎すのを慮ってであろう――、

課税の委細を當該地方の鄉紳の意向をふまえて決定しようとしたのである。卽ち、修城事業を「南方」諸省で行うに當たっても、楊嗣昌は、同じく地域防衞の經濟基盤を支える臨時の課税「量派地糧」・「量抽商税」について、いわば「地方」を代表する鄉紳（或はその「公議」）の了解を得て實施しようとしたのではないかと推察する。

疏文は、次に「備」に移り、第三項目は、「必ず火器を官造し、以て先ず保障に資せ」と記される。湖南・湖北の地域防衞策に掲げられた大砲の製造項目をもとに、近くは福建・廣東、遠くは北邊から「能匠」を募って、「南方」諸省で「紅彝」（オランダ）式の大砲を造り防具とせよというのである。第四項目は、それに附隨して「必ず弓弩を群習し、以て遠戰して鋒を挫せ」と記し、多くの者が弓矢を習い、城外に出ても「賊」に攻擊を加えられるようにせよという。但し、大砲の「官造」については、

若し錢糧に處するなきを慮らば、必ず須く捐輸を鼓舞すべし。有司、先ず式樣を造り、工費若干を計算し、刊布して士紳人等に風勸せよ。

とあり、官府に然るべき「錢糧」がない場合は、先ず第一に鄉紳に對して「捐輸」を求めよと說く。他方、鄉紳層の一角を占めるであろう生員についても、「聖諭」の「廣く學宮の士子を勵まし、皆射御するを程めしむ」を遵守せよと述べ、弓矢の主要な擔い手として位置づけている。

續く「練」については、第五項目に、「必ず附して武學を開き、以て材を羅し志を戢めよ」と記し、鄉兵を訓練・指揮する「武生」の養成を說く。各府・州・縣・衞に「武學」を設置乃至併設し、その中で成績優秀者は、「武擧」を、學問にも精通する者は、生員とともに「文擧」を受驗させる。これら二つの途を開いてこそ、始めて「國家」は「眞正材勇の士」を收（「羅」）め、「士」における謀叛の情（「邪心」）を斂（「戢」）めることができるとする。第六項目は、「必ず輕く保甲を行ひ、以て役を見、兵に寓せしめよ」と記し、鄉兵の具體的な組織方法を說く。卽ち、組織化の前には必ず保甲制を敷き、鄉兵とともに保甲も、極力住民に負擔がかからないものとする。[33] つまり、「本地の居民」・「外來の人」の動靜に

注意し、不審な者が在れば必ず保甲・官府に通報する原則を守る傍ら、「本地の居民中、膂力衆より出で、擧棍に習知し、善く鎗刀を使ふ者」があれば、彼を、「府・州・縣衙門の民壯・快手・皁隷・機兵・弓兵等の役」の「工食を有」し且つ「老弱」なる者と入れ替えて、その「役」に就かせる。他方、「勢家大族」（大郷紳）の養う「義男・家丁」の内「尤に武藝に精なる者」についても「平居皆一一其の名字を報じ、其の年貌を官に記す」こととし、これらの者を以て、有事の際の「眞正精壯なる郷兵」、「禦侮・登陴の用と爲」せという。但し、郷紳層は、郷兵に關す重要な供給源たるのみならず、保甲による在地の秩序維持の要としても位置づけられている。嗣昌は、次のように述べている。

如し不材下流の、奸盗を窩藏し、或は子弟・家人の容隱して非を爲すを聽す者有らば、郷紳・士子、詞を合して糾擧し、期に先んじて處治し、以て亂萌を絶ち、情面を顧惜し、後悔を貽すを致すを容するなし。(34)

「儲」は、第七項目を以て説かれる。「必ず豐かに賑米を積し、以て民を安んじ變に應ぜよ」と記するこの項は、最初に、湖南・湖北の地域防衛策の一項、郷紳の「捐輸」を求めた「賑米を積し、以て貧民を養ふ」の全文をそっくりそのまま掲載する（前節參照）。その上で、「官倉」の充實を擧げ、それら二途を「積米の權輿」の基本として、「民」の「賊」への「内應」を防ごうというのである。不足ある場合は、「公中の物」たる「官田・學田・寺田」から「賑米」を供出させるとともに、「劣衿・豪僧の爲に覇占・盗賣せられし者」、「倉攢・斗級の爲に串通・侵欺せられし」者について調査し、必ず然るべき量の米糧を「官倉」に納めさせよと述べる。この外、「南方」で盛んに流布せる佛教の作法に擬らえた、民間における飯米の貯藏をも計畫する。卽ち「臣知る。南方の小民、市井の賣菜と雖も、必ず盆・盞に餘粒を積し、以て禿人に供す云々」と述べ、そうした習慣にもとづいて「住居・里閑の附近の菴院に於いて常住の廠を作り」、「大家・小戸に拘わらず」毎月少しずつ米を搬入貯藏させるとする。

疏文は最後に、「必ず確かに激勸を昭らかにし、以て事を興すに省みて成さしめよ」(35)と記し、以上の地域防衛策を各地方において提示する地方官（「有司」）への指導を説く。卽ち、「聖諭」の四方針がこれまで成果を見なかったのは、地方

官が率先して事を進めなかった爲とする（「始事の難」）。但し、「有司、其の土に官たりて、其の土に家あるにあらざる」點を慮るならば、彼らに對する彈劾罷免は、結局、本事業の中斷につながる。從って、逆に「破格に優取する」など、地方官に「朝廷」の激勵（「激勸」）の意を確實に傳え、それによって「率ゐて作すの有司を保全す」るのが妥當と述べる。

本案は、崇禎十一年二月二十八日に帝の裁可をうけ、漸次實施される運びとなる。實は、この策が、冒頭に述べた「練總」策と合體するのである。「練總」の設置とは、抑々、崇禎十二年三月、崇禎帝に採擇された「副將楊德政の議」に係るもので、具體的には、各府・州・縣の官職の一部を削減して（「裁」）代わりに「練備」・「練總」なる武官を設け、それによって民兵を訓練しようとするものである（「練」）。これに關して、『明史』は、楊嗣昌（兵部尚書兼東閣大學士）が、情勢（北邊の緊張狀態）を判斷して、當該施策を先ず「畿輔・山東・河南・山西」で行おうとしたと記している。[36] だが、嗣昌が實施地域を限定した眞の理由は、實の處、別にあったのであり、彼はこの時、次のような疏文を書いている。

則ち此件の裁・練、聖裁を請ひ次第に之れを行はざるを容せず。先ず、河北・山東を以て上と爲す。之れを行ふに效有るを待ち、再に、之れを大河以南に推す。或は過計にあらずとも、大江以南は、則ち其れ必ずしも行はざるが似し。以へらく、臣、先に「南方盜賊漸起」及び「其壯虛有其名」の二奏の、皆に欽依を奉る有り。果たして素より實を成せば、之れを江南に實行するも、亦略ぼ濟る有らんと。故に、敢へて煩聒を避けず、再に聖明の采配施行せんことを祈る。（卷三一「遵旨酌議裁練疏」崇一二、三、二八）

「其の壯に虛しく其の名有る」の疏とは、前述の「絕盜屯租」等の地域防衞資金捻出の留意點について書かれた「覆應按兵壯虛有其名疏」を指す。[37] 卽ち、崇禎十二（一六三九）年三月、楊嗣昌は、北邊・華北で「練總」策（民兵の組織訓練）を行うと同時に、それまで自らが實施してきた「南方」諸省に對する地域防衞策等を華中・華南一帶に推し廣げ、それによって、明朝全土に限無く地域防衞策を敷くことを計畫するにいたったのである。

崇禎十（一六三七）年から同十一・二（一六三八・九）年にかけて、李自成ら流賊の活動が衰えたのとは反對に、それに連鎖する在地反亂（土賊、「礦賊」等）の波は、河南を中心とする華北のみならず、湖南・湖北を導火線にして華中・華南にまで廣がっていった。こうした動きに歯止めを打つべく、中央官僚（兵部尚書・東閣大學士）楊嗣昌が立案・實施したのが、地域防衛策であった。河南においては、指揮者の人材確保を主眼とする鄉兵の組織化を初め四項目を計畫した。次いで、湖南・湖北においては、「絶溢屯租」を訓練資金とする「餘丁」の戰力化、「驛裁銀」を留用し（或は鄉紳の「捐助」にもよって）行う城壁・堀の修繕、鄉紳の「捐輸」による「貧民」に對する「賑米」の貯藏、大砲の製造設置など六項目を計畫した。そして、「南方」諸省（湖南・湖北、江西、廣東、福建）においては、上記湖南・湖北の策の上に、修城資金補塡の爲の土地稅・「商稅」に基づく附加稅の設置（但し鄉紳の了解を前提とすると推察される）、生員を初めとする弓矢の訓練、鄉紳を要とする保甲による秩序維持、「武學」における鄉兵の指揮者の養成並びに衙役の「工食」を受ける住民と鄉紳の奴僕を以てする鄉兵の組織化、「官倉」又は民閒での佛法に擬らえた「賑米」の貯藏等々八項目を計畫した。「南方」の策は、敢えてくりかえすが、「練總」設置策實施と同時に華中・華南一帶に擴大され、全國に行うべき地域防衛策の一翼として位置づけられていく。

このような一連の案は、崇禎帝の地域防衛に關する四つの方針「修・備・練・儲」卽ち「城池を修繕し、守具を置造し、鄉兵を團練し、糧艸を儲蓄するの四事」を具體化したものであった。しかし、その實施については、必ずしも中央乃至「官」主導のものと捉えられておらず、寧ろ、各地の鄉紳層の力量に最大限依存するものであった。殊に、修城や防具製造の資金を補塡し、或は鄉兵の指揮者たり得る人材を地域の中から見つけ出し、更には「內應」を防ぐべく貧窮民用の米糧を貯藏することなどは、嗣昌にあっては、鄉紳が中心となって動くのでなければ空文と化すものであった。正に、在地反亂對策としての本案は、崇禎帝の政治方針を、鄉紳の自主的な經濟援助・その在地での指導力を媒介として實現しようとするものであったと言えよう。實際、中央から地域防衛策の基本的內容が提示され、種々の地方官の調整を經てそれ

が實施に付される有様を、楊嗣昌は次のように總括している。

一法立ちて、一弊生ずるに至りては、又賢明なる道・府に在りて、隨時覺察し、敝を捄ひ偏を補へ。上にしては、撫・按、其の大綱を提げ、下にしては、搢紳、之れが領袖と爲るべし。此れ、合に地方根本の慮と爲すべし。（「南方盗賊漸起疏」前掲）

冒頭に述べたように、李自成の亂において、土賊等の在地反亂が、流賊の活動に劣らず熾んに展開されていたことは、今日よく知られる處である。本案は、そうした反亂情勢を、明朝の中央官僚もまた非常に危機的に捉えていたことを表わすものである。しかも、皇帝の一元的施策の中に鄉紳の指導を組入れる楊嗣昌の考え方には、時代の趨勢を捉えた卓見すら感じられる。だが、かくの如き本案を、當時の支配層は、必ずしも全面的には支持しなかったように推察する。案の內容が『楊文弱先生集』以外には殆ど見出されず、又その積極的成果を表わす史料に極めて乏しいのも、一つには、その點を物語ると思われる。そこで、最後に、崇禎帝の本案に對する見方を確認するとともに、楊嗣昌の施策に屢々反對の意を表した東林派人士の一人、盧象昇[38]の地域防衛に關する考え方に觸れ、片や嗣昌の發想を強く促したと見なされる「奄黨」郭鞏辯護事件についても述べ、それらをもとに、鄉紳の役割より見た本策の性格の一端を指摘することにしたい。

結びにかえて——鄉紳の役割より見た本案の性格——

崇禎帝は、楊嗣昌の地域防衛案の殆どを認めながらも、鄉兵の指揮者たり得る人材の獲得を地方官から鄉紳に委託する一件（河南）についてのみ、却下している。それは、崇禎帝が、鄉紳の在地での指導力を必ずしも信頼せず[39]、寧ろ、本策における鄉紳の役割を、專ら經濟援助としてだけ捉えていたことを表わすものと考える。

この鄉紳による經濟援助を問題視したのが、東林派人士であったように思われる。その一人盧象昇は、鄖陽撫治の時（崇禎七・八年）[40]、流賊との絶えざる戰いに遭遇し、そこで、鄖陽府下における當面の措置三つを中央に上申している。

「蠲恤を議し、以て難民を撫せよ」、「積貯を籌し、以て生命を延せよ」と並ぶ「城隍を繕ひ、以て防禦に資せよ」の項には、次のように書かれてある。

房縣・保康・竹山・上津・鄖西・竹谿の六邑、山城を草創し、原より縣を成さず。寇氛蹂躪するよりの餘、大半倶に已に坍塌せり。……今士・民を招集せんと欲すれば、勢ひ必ず先ず城郭を修るべし。而るに前に仍り潦略なれば、則ち緩急に終に濟すなきなり。需むる所の工料、毎城一座、卽ひ甚だ節嗇すとも、亦三四千金を須ふるべし。各邑破殘され、分文も措くなし。鄖庫洗ふが如く、鐵兩那し難し。而も窮黎餬口するに遑なく、輸助の擧、又萬萬望む可き者無し。勢ひ之れを皇上に控へ、量りて金錢を發するを求めざるを得ざるなり。彼の秦晉兵荒の地、倶に聖明浩蕩の恩を徼め、帑を發し賑恤せしめんとす。（『盧象昇疏牘』巻一「停徵修城積穀疏」）

楊嗣昌と同様、地域防衛の一策として修城事業を擧げながらも、その資金を皇帝の内帑金に求め、且つその理由を、當地の「士・民」が困窮し、「輸助の擧」（「捐助」）も望めない點に歸している。卽ち、庶民同様、鄉紳も非常な困窮狀態に在り、それ故地域防衛策は、全て中央の財力によって行うべしというのが、東林派人士盧象昇の考え方であったと思われる。(41)

これらの考え方に對して、在地における指導、自主的な經濟援助そのいずれをも地域防衛策に缺かせぬ鄉紳の役割として捉えていたのが、楊嗣昌であったと言えよう。この發想を嗣昌の中で強く促した事件が、崇禎六年、永平山海巡撫時代における「奄黨」郭鞏についての罪科輕減の申請であったと思われる。(42) 東林派との對立の契機として知られるこの事件は、楊嗣昌に關して言えば、「奄黨」でなく、鄉紳としての郭鞏を辯護する點にその意があった。卽ち、滿洲族の絶えざる侵犯のもとで、邊境の鄉里防衛に盡力する「鄉官」郭鞏は、援軍を請う爲京師に向かうが、却って（逃亡の）罪に問われ、廣西廉州へ「謫戍」されることになる。嗣昌は、この處分に對して、鞏を「近衛」に置くのが妥當と主張し、その根據としたのが、自らに差し出された、鞏の鄉里永平府遷安縣の「士・民」一六五名の連署を有する「稟狀」（「爲懇恩俯憐

孤臣遠戍烟瘴事」）であった。嗣昌の手で中央にも紹介されたその内容には、「郷官」郭鞏の行動が次のように記されている。

内に稱すらく、遷安縣の郷官郭鞏、平生忠梗にして、國の爲、民の爲にす。邊烽一たび入るの初めに方たりては、鞏、以て民の郷官と爲りて、兵・民を倡率し、百計もて城を守り、餉を助け器を製り、必ず守らんことを期す。陡ち永平城破らるるに至りては、……勢ひ支ふる能はず。計を決して西に向かひ兵を請はんとす。鞏去り、未だ幾くならずして鞏の妻子・家屬、擄せらる。此の時遷民、天に號し地に呼び、鞏の兵を請ひ救ひを求むるを望む。（等情）（卷六「罪臣萬里赴譴疏」「聖旨」崇六、一〇、二六）

地域社會の危機に直面し、その指導力はいうに及ばず經濟力をも餘す所なく發揮して防衛のあらゆる面（軍事指導、戰術計畫、兵餉助成、武器製造等）を中心的に擔い、住民の爲のみならず國家の爲に盡力しようとする郷紳の姿が、そこにはある。即ち、楊嗣昌にあっては、かかるあり方こそ、地域防衛における郷紳の果たすべき役割であったのであり、[43]そうした郷紳の活動を全面的に引き出し且つ中央との連携の下在地反亂の鎮壓を期した一投が、本地域防衛策であったと思われる。

註

（1）拙稿「明末・楊嗣昌の『剿餉』案について」（『東方學報・京都』五八　一九八六）。

（2）佐藤文俊『明末農民反亂の研究』（研文出版　一九八五）、谷口規矩雄「明代の農民反亂」（『世界歴史』一二　岩波書店　一九七一　所收）、拙稿「李自成擡頭以前の明末の華北民衆反亂」（『史林』六三―五　一九八〇）等。

（3）谷口規矩雄「明末の郷兵・義軍について―明末政局の一齣―」（『研究』四三　一九六九）。

（4）拙稿「李自成擡頭以前の明末の華北民衆反亂」前掲。

（5）註（1）。

（6）例えば、清・吳殳『懷陵流寇始終錄』卷九・崇禎九年四月の條には、「河南流賊勢衰。〔河南巡撫陳〕必謙。乘暇擊平諸土賊。是月。永寧傷稼。土賊復起。」とある。註（4）參照。

（7）「覆工部查覈城工疏」前掲。

（8）卷二二「南方盜賊漸起疏」「聖旨」崇一一、二、二八。楊嗣昌の言にもあるが（第二章c節）、この「聖諭」は元來京

師周邊・北邊の地域防衛に關するものであり、後に全國に對して公にされたものと考える。明・談遷『國榷』卷九三・崇禎七年八月癸未の條には、「諭兵部曰。直省各郡邑。修防儲練。不盡遵行。如畿縣各城半不堪。兵多不整。火器不全。甚至保定・文安。土垣破門。永清・東安・香河。通無鄉兵。良鄉等。粒米束草俱乏。房山無火器。涿州不惟無糧草。卽城上縣簾。亦損壞。如此景象。何裨緩急。其嚴飭急圖。以贖前愆。」とある。

(9) 註(1)。

(10) 清・康熙三十三年刊本『南陽府志』卷四・官蹟「何騰蛟」の項。

(11) 註(4)。

(12) 「覆兵科汝宛盜窟悉平疏」前揭。

(13) 卷一八「覆豫省宗紳流寇三路犯豫疏」「聖旨」崇一〇、八、一八。

(14) 「〔崇禎十年三月〕辛亥。江北賊。掠太湖之陳溪山。捷入湖廣。……〔閏四月〕湖南土寇。戕殺衡州・永州府。請敕該督撫協剿。」(『懷陵流寇始終錄』卷一〇)。

(15) 民國十二年刊本『藍山縣圖志』卷六「事紀篇」第三。

(16) 「竊臣。前因湖廣撫・按職。尚辦賊護陵。請設偏沅撫臣。專制湖南・湖北。猶恐。議者以臣此舉爲多事。乃今臨・藍之賊。焚掠衡湘。撫臣余應桂。飛報情形。併催偏撫陳睿謨履任。臣似不爲多事矣。」(卷一九「聖旨」崇一〇、九、二五)。

(17) 註(1)。

(18) 卷四六「與常德師太守兩助」崇一〇、等。

(19) 「則有湖廣巡按余應桂。查絕・溢加租之法。如絕軍之屯承種者。不必皆軍也。不奪其屯。而止查其畝數。於本等屯糧之外。另酌加租。其見在官軍。非絕軍之比也。查。官每員。應得若干畝。過此爲溢。軍每名。應得若干畝。過此爲溢。亦不奪其屯。而止覈其畝數。於本等屯糧之外。同絕軍一起加租。」(卷二五「覆應按兵壯虛有其名疏」「聖旨」崇一一、七、二四)。

(20) 「湖湘賊勢轉熾疏」前揭。

(21) 註(1)。

(22) 楊嗣昌の履歷については、註(1)。

(23) 卷二〇「覆桂藩流寇焚殺甚慘疏」「聖旨」崇一〇、一一、八。

(24) 拙稿「『楊文弱先生集』について—張顯清の所說によせて—」(『東洋學報』六五—三・四　一九八四)。

(25) 例えば、卷一九「請旨責成剿賊第一事疏」(「聖旨」崇一〇、一一、八)には、「臣竊惟。今日。海波暫息。邊警少寧。禁旅先行。邊兵續發。而理臣受事。計已踰月。蓋天人叶應。剿賊之一時也。臣前計兵至十二萬。計餉至二百八十餘萬。又不立限期。或以爲奢闊。或以爲遲鈍。臣一切甘之。不知審時奪勢。固將有待而發。今則網張十面。刻値千金。斷斷不容蹉過矣。臣計邊兵到齊整整。在十二月・正月・二月爲剿賊之期。」とある。

(26) 卷一九「請旨責成剿賊第二事疏」「聖旨」崇一〇、一〇、二六。

(27) 註(4)。

(28) 註(4)。

(29) 巻二二「南方盗賊漸起疏」(本文・後掲)。但し、その中には、各「盗賊」に關する具體的敍述は認められない。詳細については、後日を期したい。

(30) この事件については、例えば、『國榷』巻九七・崇禎十二年一月の條に、「庚申。建虜陷濟南。……德王由樞被執。諸郡王並見殺。濟南燹掠一空。」とある。註(24)。

(31) この策も、從前の地域防衛策と同樣の性格を有しており、崇禎帝の方針を、鄉紳の力を媒介にして具體化しようとしたものであった。例えば、巻二八「特申城守疏」(「兪旨」崇一一、一〇、二七)には、「先今。屢奉諭旨。修練儲備。責成不啻森嚴。……臣愚竊恐。道府州縣。尙多缺員。……蓋此乃危急存亡之秋。非比尋常內交要譽之日。河北・山東。縉紳有爲部院科道者。亟擧所知。以佐撫按之不逮。爲自己保鄉里。卽是爲朝廷保封疆。非有二也。然而州縣有司。提綱挈領。必士紳共效綢繆。奬率民兵。必富室大捐資蓄。」とある。

(32) 「崇禎三年。撫寧・樂亭。士紳公議。照地平鋪。每畝每月。量出銅錢一二文。協助當差。免於僉報脫逃。應當苦死。昌黎士紳。亦以爲便。比例請行。」(巻六「巡歷海濱周諮民隱疏殘」崇七、六、一七)。明末における鄉紳の「公議」の性格については、夫馬進氏の「明末反地方官士變」(『東方學報・京都』五二 一九八〇)を初めとする一連の論稿を參照されたい。

(33) 「練鄉兵。必始於行保甲。而有司不知其意。故不善於行。纔說鄉兵。便去僉派。有派壯丁者。有派供應者。有派幇貼者。有派使費者。說保甲。便去比較。有比衣帽者。有比器械者。有比甘結者。種種不可枚擧。日日惟見擾民。十家牌。堪令一路。哭三。農隙致驅。終歲。勤可嘆。亦可哀也。」

(34) 但し、「鄉紳・士子」が「保甲」のいかなる職につくのか等については、不明。

(35) 原文は「必確昭激勸。以興事省成」。

(36) 「帝又採副將楊德政議。府汰通判。設練備。秩次守備。州汰判官。縣汰主簿。設練總。秩次把總。並受轄於正官。專練民兵。府千。州七百。縣五百。捍鄉土。不他調。(兵部尙書兼東閣大學士)嗣昌。以勢有緩急。請先行畿輔・山東・河南・山西。從之。」(『明史』楊嗣昌傳)。

(37) 註(19)。

(38) 楊嗣昌は、滿洲族との講和問題を初めとして、黃道周その他の東林派人士と激しい論爭を行っている。註(24)・「表4 對楊嗣昌批判一覽表」。その論敵の一人が、盧象昇である。『明史』巻二六一 盧象昇傳。

(39) 崇禎帝が鄉紳の在地での指導性について疑問を抱いていたことは、例えば、他者の土地を不當に占有する主體が多く「豪富の鄉紳」であったとする崇禎帝の言にも現れていると思われる。「上曰。盜地。儘有都是豪富鄉紳侵占了所以不肯查來。」(「丁丑四月二十七日召對」)前揭。註(1)。

(40) 『明史』盧象昇傳。

(41) 管見の限りでは、『盧象昇疏牘』の中に、地域防衛と鄉紳の在地での指導性とをつなげた記述は認められない。但し、地域社會の課題を率先して解決しようとする鄉紳の政治的黨

派が東林派であるとするならば、嗣昌の說く當該の指導性については、東林派は否定視しなかったと考える。溝口雄三「いわゆる東林派人士の思想—前近代における中國思想の展開（上）—」（『東京大學東洋文化研究所紀要』七五　一九七八）等參照。

（42）「〔崇禎〕五年夏。擢右僉都御史。巡撫永平・山海諸處。嗣昌父子。不附奄。無嫌於東林。侍郎遷安郭鞏。以逆案謫戍廣西。其鄉人爲訟冤。嗣昌。以部民故。聞於朝。給事中姚思孝駁之。自是與東林郄。」（『明史』楊嗣昌傳）。

（43）實際、鄉紳を中心とする地域防衛（鄉兵の組織化等）の自發的な營みは、當時盛んに行われていた。註（3）。本案の背景には、そうした情勢も關わっていたように思われる。

YANG SICHANG'S 楊嗣昌 PLAN FOR LOCAL DEFENSE AT THE END OF MING

YOSHIO Hiroshi

In the Ming dynasty, from Chongzhen 崇禎 10 to 12 (1637–1639), Li Zicheng's 李自成 rebellion was entering a period of weakness and division, while on the other hand, local rebellions linked to him, the "Kuang bandits" 礦賊, and others were gaining in strength. Moreover, the wave of rebellion did not stop at such areas of North China as Honan, but spread through Hubei and Hunan into Central and Southern China. The central government official Yang Sichang 楊嗣昌 (Grand Secretary of the East Hall, Minister of War) responded to the bandits with the "Ten sided net" encirclement campaign and the policy of "extermination and provision", and developed a program of local defense systems that was to stop the spread of the uprisings.

First, in Honan, he devised 4 articles for the organization of local militia with the aim of acquiring talented men as commanders. Next, in Hunan and Hubei, he planned six articles that among other things were to: 1) develop a fighting core made up of "extra males" (*yuding* 餘丁) using the "encampment tax" (*jue i tunzu* 絕溢屯租) to fund their training, 2) repair walls and dykes by appropriating the "silver for maintaining post stations" (*yi-cai-yin* 驛裁銀) (or else by using "contributions" from local gentry), and 3) set up stores of "relief grain" for the poor by means of "subscriptions" (*juan shu* 捐輸) from the gentry. Then, for the provinces of the south (Hunan, Hubei, Jiangxi, Guangdong and Fujian), he further devised 8 articles that 1) established a surtax based on the land tax and the "commercial tax" (*shang shui* 商稅) that was to supplement funds for city wall repairs (presumably with the cooperation of the gentry), 2) maintained order through a *bao-jia* 保甲 system under gentry leadership, and 3) organized local troops made up of servants of the gentry and inhabitants that received yamen runners' "public rations" 工食.

These items taken together were designed to carry out the 4 policies

concerning local defense articulated by the Chongzhen emperor. These were: Repair, Readiness, Training and Provision (*xiu*, *bei*, *lien*, *zhu* 修, 備, 練, 儲), namely: a) repair walls and moats, b) build up ramparts, c) train local militia, and d) store up provisions. An essential element of the policy was to stimulate economic assistance from the gentry and to develop local leadership. As a plan to combat local rebellion, it attempted to realize the Chongzhen emperor's policy by utilizing the strength of the local gentry. However, the Chongzhen emperor himself did not completely trust the idea of gentry leadership, and wanted to see them only in the role of providers of economic assistance. In contrast, it is generally thought now that the scholars of the Donglin 東林 faction regarded even economic assistance from the gentry to be a problem. Because of these developments and others, Yang Sichang's local defense policies were not successful.

RENT REVOLT AND GRAIN TRANSPORT OBSTRUCTION, as seen in Fujian during the late Ming and early Qing

MIKI Satoshi

This article examines the characteristics of rent revolts (the refusal of tenant farmers to deliver their crop rents to landlords) in the light of the relationship between two issues: 1) the question of commercial production by tenant farmers, and 2) the question of production and circulation of rice in Fujian.

From the end of the Ming, commercial production by tenant farmers began actively to develop, especially with the introduction of commercial crops like sugarcane and tobacco. But at the same time, the farmers could not produce enough grain for their own consumption and for their farm rents, and they inevitably became more and more dependant on commerce and high interest borrowing. At that time in Fujian rural society, the relationship between landlords and tenants was weakening considerably on the one hand, while a close economic relationship was developing between tenant farmers and commercial capital on the other.